

第2章 豊かな自然環境の保全・再生と 生物多様性の確保

生物が安定的に生息・生育できる豊かな自然環境を保全・再生し、次世代に引き継いでいきます。

第1節 生物多様性保全に向けた総合的施策の展開

◎ 現況と課題

生物は地球上のあらゆる場所に見られ、その色・形・大きさ、行動、生活史など、極めて変化に富んでいます。

こうした生物の違いは、遺伝子、種、そして生態系※という、それぞれのレベルで捉えることができ、「生物多様性※」と呼んでいます。

生物多様性は、その場所の環境や生物間のつながりのもとで、長い進化の歴史の中で育まれてきたものです。

千葉県は、海域では、北限域の造礁サンゴや南限のサケの遡上等が見られ、また陸域では、南からの常緑広葉樹林と北からの落葉広葉樹林とが混在するなど、南北の生物が出会う多様な生態系が育まれています。

また、伝統的な農林漁業とともに育まれてきた里山※、里海※には、人間活動と調和しながら多くの生物が共存し、その多様性を高めて来たと言えます。

しかしながら、近年、宅地開発等の人間の活動や、逆に里山林放置等の人間による自然への働きかけの減少、さらには外来種※の影響などにより、自然環境が変化し、生物多様性の劣化が進んでいます。

絶滅のおそれのある野生生物をリスト化したレッドデータブック※には、多くの種類が記載されています。

これらに加えて、地球温暖化による地球規模での生物多様性への影響が懸念されています。

地球温暖化は、海水面の上昇による干潟・砂浜の消失や、気温・降水量の急激な変化をもたらし、これに適応できない多くの生物種が絶滅するおそれがあります。

生物多様性は、私たちに食料・水・燃料・木材・繊維・遺伝子資源等の物資や、気候調整、土壌の形成、土壌侵食の防止、レクリエーションの場、文化的な価値等を提供しており、これを保全していくことは、人類が生存していくための基盤を守っていくことです。

このため、県では平成20年3月に「生命（いのち）のにぎわいとつながりを子どもたちの未来へ」を理念として掲げる「生物多様性ちば県戦略」を、多くの県民参加のもとで策定しました。

この戦略は、生物多様性の「保全・再生」、「持続可能な利用」、「研究・教育」の3つの取組と「取組を支える基盤整備」を柱に、本県の特性を踏まえ、多様な主体による「取組の基本的な方向」と具体的な「県の取組」を示しています。

引き続き、この戦略を踏まえて県民、市民活動団体、市町村、県等が一体となった地域レベルでのきめ細かな対策を進めていくことが必要です。

◎ 目指す環境の姿

生物多様性の恵みが持続的に受けられるよう、多様な主体の連携のもとで、地域の特性を踏まえた保全対策が進められています。

◎ みんなの行動指針

県民 (家庭)	<ul style="list-style-type: none"> ○生物多様性に関心を持ち、その保全の重要性を理解します。 ○生物多様性の保全に関する取組やイベントに参加します。 ○生物多様性に関するモニタリング※に参加します。
市民活動 団体	<ul style="list-style-type: none"> ○希少種保護、外来種防除など、生物多様性の保全活動を実施します。 ○生物多様性に関するモニタリングに参加します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○開発事業においては、生物多様性への影響をできる限り回避、最小化するよう事前配慮に努めます。 ○地域で行われる生物多様性の保全活動に参加・協力します。 ○生物多様性に関する取組を実施します。
教育機関	<ul style="list-style-type: none"> ○生物多様性の保全に関する意識を高めるため、県民への啓発に協力します。 ○生物多様性に関する情報を収集し、環境学習に役立てます。
市町村・県 (共通するもの)	<ul style="list-style-type: none"> ○公共事業の実施に当たっては、生物多様性の保全に十分な配慮を行います。
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ○生物多様性の保全に関する意識を高めるため、住民への啓発を行います。 ○住民、市民活動団体、事業者、教育機関等を対象に、地域で行う生物多様性の保全活動に関する情報提供を行い、活動への参加や連携を促進するなど支援します。 ○地域の状況を踏まえ、生物多様性地域戦略を策定します。 ○希少種保護、外来種防除など、生物多様性の保全活動を実施します。
県	<ul style="list-style-type: none"> ○生物多様性ちば県戦略に基づき生物多様性保全に向けた総合的施策を展開します。 ○生物多様性の保全のために、県民、市民活動団体、事業者、教育機関、市町村等の多様な主体が連携・協働する仕組みづくりを進めます。

◎ 県の施策展開

1. 多様な主体の連携と協働による生物多様性保全に向けた基盤づくり

【自然保護課・循環型社会推進課】

- ・生物多様性ちば県戦略を、多様な主体の連携と協働の下で推進するため、生物多様性保全に関する包括的な条例の制定に向けて、その内容を検討します。
- ・千葉県における生物多様性や生物多様性ちば県戦略に基づく取組に対して、県民の関心が高まるよう、わかりやすく普及啓発を進めます。
- ・生物多様性センターでは、多様な主体の連携・協働の中核となつて、生物多様性に関する情報を一括管理し、広く情報提供するとともに、生物多様性の保全・再生に関わる調査研究・技術開発、教育普及・現場における調査指導等を行います。
- ・地域における主体的な取組を促進するため、環境省作成の「生物多様性地域戦略策定の手引き」の普及を図り、市町村による生物多様性地域戦略の策定を支援します。
- ・生物多様性センターの生物多様性地域連携促進法に基づく地域連携保全活動支援センターとしての機能を活用し、市町村や市民活動団体による生物多様性に関する取組を促進します。
- ・市町村と地域住民との協働により実施される生物多様性の保全事業や、市民活動団体による自主的な里山保全・水質浄化活動等の環境保全・環境学習活動などに対して助成等を行う「ちば環境再生基金」の充実と活用を図ります。＜第5章第3節参照＞
- ・県民、市民活動団体、事業者、行政機関などの取組、イベント、助成制度など生物多様性に関する情報を収集し、各種メディアやホームページを活用して提供し、情報の相互活用を促進します。
- ・生物多様性ちば企業ネットワークの活動を通して、企業による生物多様性に関する取組を支援します。

2. 生物多様性に関する具体的取組の推進

【自然保護課・農林水産部関係各課・県土整備部関係各課】

(1) 生物多様性の保全と再生

- ・原生的な優れた自然環境が残る自然公園等、人と自然の共生の中で育まれてきた里山・里海、人工的な都市環境の中にある緑地や水辺のそれぞれの特徴に応じた生物多様性保全の取組を進めるとともに、それらを相互につなげるネットワークづくりを図ります。＜詳細は第2～4節に記載＞
- ・希少な野生生物の保護対策、外来種対策、野生鳥獣の保護管理を推進します。＜詳細は第5節に記載＞
- ・県が実施する大規模な事業については、計画段階における環境影響評価[※]を実施し、その結果を計画の策定に取り込むことにより、環境に配慮します。＜第6章第2節参照＞

(2) 生物多様性の持続可能な利用

- ・持続可能性に配慮した食料、燃料、生活資材等への生物資源の利用を進めます。
- ・農作物、園芸植物、家畜等の品種改良や医薬品の開発など、生物多様性がもたらす遺伝子資源の適切な利用を促進します。
- ・きれいな空気・水・気候の調節機能、土壌の形成、土壌浸食の防止など生態系が持つ公益的機能の増進を図ります。
- ・人のこころを豊かにする生物や自然・文化とのふれあいを促進するため、自然公園、里山・里海等の利用や、地域の資源を活用して環境の保全を図りながら持続的な観光の振興を図るサステナブルツーリズム※を推進します。
- ・環境の変化をよりの的確に捉えるため、植物の生育状況や生物の生息状況等を利用する生物指標※についての研究を進め、その導入を進めます。

(3) 生物多様性の研究と教育

- ・環境学習を通じ、生物多様性の重要性や私たちの日常生活や経済活動との関係についての理解を促進します。
- ・生物多様性地理情報システムを活用して、生物多様性から見て重要な地域の抽出、外来種の動向の把握及び対策の検討、様々な事業主体による開発計画の検討や立地選定等において、データを活用した生物多様性保全策を講じるための仕組みづくりなど、多様な生物多様性施策を展開します。また、このシステムに蓄積されたデータをもとに、生物多様性に関する情報をわかりやすく発信します。
- ・県民参加によるモニタリング事業「生命のにぎわい調査団」事業など、多様な主体との連携のもとに、生物多様性のモニタリングを実施します。

3. 地球温暖化に関わる生物多様性保全対策【自然保護課・循環型社会推進課】

- ・地球温暖化対策と生物多様性の保全を一体のものとして、県民への普及啓発を進めます。
- ・陸域、海域それぞれについて、モニタリングや情報収集により、温暖化により生物に影響を与えると考えられる具体的な現象を早期に把握・予測します。
- ・地球温暖化による影響を受ける可能性が高いと考えられる種をリスト化し、その生息・生育状況を監視するとともに保護対策を検討します。
- ・より温暖な地域からの外来種の侵入・定着の成功の可能性が高くなることから、モニタリングや情報収集を通じて、対応策を検討します。

◎ 関連する個別計画

○生物多様性ちば県戦略（平成20年3月策定）

生物多様性の保全・再生とその持続的利用について、総合的、実践的対策を推進するために策定したもので、生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略に位置付けられます。「生命（いのち）のにぎわいとつながりを子どもたちの未来へ」という理念の下に、50年後の目標達成を目指し、多様な主体による取組の基本的な方向と県の取組を示しています。

◎ 計画の進捗を表す指標

項目名	現況（基準年度）	目標（目標年度）
市町村における生物多様性地域戦略の策定	未策定 （平成19年度）	全市町村で策定 （平成30年度）
県民参加によるモニタリング事業「生命のにぎわい調査団」のモニタリング（報告）件数	累計30,400件 （平成25年度）	累計50,000件 （平成30年度）



生命のにぎわい調査団の現地研修会の様子

コラム 身近な野生生物に関心を持ち、ちばの生物多様性を考えよう！

自然環境の保全・再生や生物多様性の確保のためには、私たち一人一人が身近な自然や野生生物に関心を持ち、その大切さを理解することが必要です。

○生命（いのち）のにぎわい調査団

「生命のにぎわい」とは、たくさんの種類の生物が互いにバランスを保ち共に生きている様子のことです。身近な生き物の生息・生育状況を継続的に調査することにより、本県の生き物や自然を知ってもらい、どうしたら「生命のにぎわい」を守っていけるのかをともに考えていくために、平成20年7月に調査団が発足しました。

団員に、「その生き物を見つけました」という発見報告と「今日、今年初めて鳴き声を聞きました、カエルの卵を発見しました、花が咲きました」という季節報告をしていただき、「生き物分布図」などにとりまとめています。

また、団員向けに生き物の情報を解説した団通信の発行、研修会・フォーラムの開催などをしており、小学生以上であればどなたでも団員になれます。（団員は随時募集）



調査団員からの報告をもとに作成したキジの分布図

○傷ついた野鳥等の救護

県では、傷ついたり、弱ったりした野生動物を保護・治療し、再び自然に戻していく取組を通じて、県民の皆さんに身近な動物や自然保護への関心をより高めていただくための救護事業を行っています。

傷ついた野鳥等を発見・保護した場合は、県庁（自然保護課）又は各地域振興事務所（地域環境保全課）に連絡して指定獣医師の紹介を受けてください。紹介された獣医師の受診・治療後は、保護した方や傷病野生鳥獣救護ボランティアに、自然の中で生きていける状態になるまでの間の世話をお願いしています。（野生の鳥獣は、法律により許可なく捕獲や保護はできません。）

傷病野生鳥獣救護ボランティアは、特別な知識、資格等は必要としませんが、野生動物の保護、自然保護に関心があり、救護した野生動物の世話に時間を割ける方をお願いしています。（登録が必要です。）

なお、野鳥のヒナはむやみに保護しないでください。その多くは、飛ぶ力が十分にはついていない巣立ち直後のヒナが地面に降りているだけで、保護しなくてもよいケースです。人間が近寄りますと、親鳥がヒナに近づくことができないので、そっと見守ってあげてください。

